

保護者様

京都市立紫野小学校
校長 吉岡 正重

警報発令時等の非常措置について

災害発生に伴う特別警報及び暴風警報の発令時や地震発生時等の登校・臨時休業等について、下記の通りお知らせします。各家庭におかれましては、お子たちと一緒に十分ご確認くださいませよう、よろしくお願いいたします。

京都市域に「特別警報」(レベル5)が発令されたとき

◇特別警報が発令される時は、その地域が数十年に一度くらいの非常に危険な状況にあります。ただちに命を守る行動を優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

◆午前(深夜)0時までに解除・・・5校時 午後1時45分から授業
(午後1時35分登校、給食は中止)

◆午前(深夜)0時現在発令中・・・その日は臨時休校

○子ども達が登校する前に発令された場合

・自宅待機…その後特別警報が解除されても、暴風警報発令中は以下の指示に従ってください。

○子ども達が学校にいる時に発令された場合

・解除されるまで学校待機…できる限りのお迎えをお願いいたします。

京都市域に「暴風警報」が発令されたとき

※登校前に「暴風警報」が発令されている場合は解除されるまで自宅で待機。

1. 午前 7時までに解除になった場合……平常授業

2. 午前 9時までに解除になった場合……3校時(午前10時50分)から授業

3. 午前11時までに解除になった場合……5校時(午後1時45分)から授業<給食中止>

4. 午前11時現在、暴風警報が発令中の場合…臨時休校

※在校中の発令時は、原則として学校待機またはお申し出いただいている通りの対応とするとともに、すぐメールやホームページでお知らせいたします。

※上記2. 3. のときは、始業10分前を目安に登校させてください。

※当日が短縮校時の場合も上記の時間に合わせ、通常校時とします。

◎「危険警報」(レベル4)、「警報」(レベル3)など、教育委員会の判断または本校区の状況により臨時休校となる場合もあります。その際にはすぐメールや学校ホームページでお知らせいたします。

◎紫野小学校区は「鴨川・高野川の避難勧告等の発令対象」「土砂災害警戒区域」「指定緊急避難所(水害)」となっていますので、本校区に【避難勧告・避難指示(緊急)】が発令された場合には、上記「暴風警報が発令されたとき」と同様の措置を取ります。(避難準備の発令時は、状況による対応となります)

～台風や暴風・大雨等のとき、以下のことは必ず守ってください～

○河川には絶対に近づかない! ○不要不急の外出はしない!

京都市域に「震度5弱以上の地震」が発生したとき(本校区に限らず、京都市のいずれかの地域で観測された場合)

◆午前(深夜)0時までに発生・・・翌日は臨時休校

◆午前(深夜)0時以降、登校までに発生・・・当日は臨時休校

◆休業日・休業日前日に発生・・・休業明けの日は臨時休校

※いずれも、授業再開についてはホームページ等で改めてお知らせいたします。

※在校中の発生時は、原則としてお申し出いただいている通りに対応いたしますとともに、「すぐメール」や「ホームページ」でお知らせいたします。

☆いずれの場合も、状況に応じての対応、児童の学校への留め置き、緊急連絡等の措置をとり、児童の安全確保を第一とします。

令和8年5月29日より気象の警報などが大きく変わりました。詳細はこちら(気象庁)→
[新たな防災気象情報について\(令和8年～\)|気象庁](#)

